

【基本利用料】 1ヶ月30日として計算

	基本単位	介護保険一部負担 (1割の場合)	食事費用	居室費用	1ヶ月合計	
					従来型個室	多床室
要介護1	573単位	18,119円	46,500円	従来型個室 36,000円 多床室 26,700円	100,619円	91,319円
要介護2	641単位	20,269円			102,769円	93,469円
要介護3	712単位	22,514円			105,014円	95,714円
要介護4	780単位	24,664円			107,164円	97,864円
要介護5	847単位	26,783円			109,283円	99,983円

※地域区分単価により1単位当たり10,54円

※介護保険一部負担については「介護保険負担割合証」の割合となります。

※新型コロナウイルス感染症への特例的な評価として令和3年9月までは基本報酬0.1%を上乗せします。

【食事の提供に関わる費用及び居住費】

食事の提供に関わる費用	居住費〈従来型個室〉	居住費〈多床室〉
日額 1,550円	日額 1,200円	日額 890円
※利用日数により計算	※利用日数により計算(入退所月のみ日割計算)	

注)「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合は認定証に記載された金額となります。ただし、外泊時費用の算定対象期間外は適用されません。

【各種加算／共通】

看護体制加算(Ⅰ)	6単位/日	看護体制加算(Ⅱ)	13単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	22単位/日	栄養マネジメント強化加算	11単位/日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月

【その他加算／共通】

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	当施設の職員体制に従い、該当するいずれかひとつを算定いたします
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%を加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の6.0%を加算	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の3.3%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%を加算	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の2.3%を加算	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)については、当施設の体制により、該当するいずれかひとつを算定いたします。

【各種加算／該当者のみ】

経口移行加算	28単位/日	該当する場合、ご利用者・ご家族に内容及び個別計画について説明・同意の上、月の合計単位に加算	
経口維持加算Ⅰ	400単位/月		
経口維持加算Ⅱ	100単位/月		
初期加算	30単位/日	入所日から30日間(30日を超える外泊・入院等、その後の再入所も同様)	
外泊時費用	246単位/日	入院または居宅における外泊時(月6日を限度とする)	
看取り介護加算	死亡日前31～45日	72単位/日	医師が回復の見込みがないと判断した場合 医師、看護師、計画作成担当者その他の職員が共同で作成した計画を医師等より説明を受け同意している場合。 見取りに関する指針に基づき、利用者、家族の求めにこじ説明し、同意をした上で介護を受けているかに対し算定
	死亡日前4日～30日	144単位/日	
	死亡日前日、前々日	680単位/日	
	死亡日	1280単位/日	
療養食加算	6単位/回	初期時の提供が管理栄養士に管理され、入所者の年連、心身状況によって適切な栄養量及び内容の食事が提供されている場合(1日につき3回を限度)	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、職員に対し指導し、相談に応じる。	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	上記に加え、口腔衛生の計画等の情報を提出し活用する。	
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	排泄に介護を要する利用者のうち、排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師等が判断し、利用者が希望した場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドラインを参考にし、分析、支援計画、支援を行った場合	
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月		
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月		
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	入所者全員にモニタリング指標を用いて入所時に評価を行い、3ヶ月1回、評価を行い報告する。リスクがある利用者へは褥瘡ケア計画祖作成、褥瘡管理を行う。評価に基づき3ヶ月に1回褥瘡ケア計画を見直す。	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月		
再入所時栄養連携加算	200単位/回	入院し、異なる栄養管理が必要となった場合、当該医療機関での栄養食事指導に施設の管理栄養士が同席し、ケア計画の原案を作成し再入所した場合	
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、特性ニーズに応じたサービスを行った場合。	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	認知症により、医師が緊急入所を認めた場合。 (入所日から起算して7日を限度とする)	
退所前訪問相談援助加算	460単位/回	退所前後に居宅を訪問し所定の相談援助を行った場合。	
退所後訪問相談援助加算	460単位/回		
退所時相談援助加算	400単位/回	入所1カ月以上の入所者が退所時し、退所後のサービス利用についての相談援助を行い、入所者の同意を得て市町村等へ文書での情報を提供した場合。	
退所前連携加算	500単位/回	入所1カ月以上の入所者が退所時し、居宅において居宅サービスを利用する場合、退所に先立ち介護支援事業所へ、入所者の同意を得て市町村等へ文書での情報を提供した場合。	

※上記利用料は、法律の改正等により、変更される場合があります。

【その他利用料】

日常生活において必要とされるものであって、利用者負担が適当と認められる費用

※別添「実費サービス一覧表」記載の料金

- * 料金は、基本的に利用料請求書に合算して請求されます。
- * 料金は状況に応じ変動・改定することがあります。
その場合、事前に改定後の料金についてご説明させていただきます。
- * 実費サービスのご利用は、ご利用者が希望された場合、またはご家族からのご依頼による場合に限りま。